**平成２４年（フ）第３０３号**
和歌山県海南市下津町丁443番地
債務者　樫谷　伸子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１１号**
和歌山市園部637－１　ロイヤルハイツ吉田207、住民票上の住所長野県上田市中央北２丁目９番23号
債務者　石村　之英
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３２５号**
和歌山市栄谷60番地　県営栄谷団地１－３－18
債務者　濱野　忠久
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３２６号**
和歌山市神前405番地の５
債務者　佐々木美恵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３３２号**
和歌山県海南市岡田331番地18
債務者　石間　法子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１５８７号**
名古屋市千種区萱場２丁目６番11号　メゾンヨシザワ305号
債務者　柴田知恵実
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１７０４号**
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場129番地　ロイヤルレジデンス２Ｄ
債務者　山田　定利
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３２３号**
和歌山市中之島1918番地
債務者　辻　日佐雄
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１２号**
和歌山市手平３丁目10番８号　福徳荘105号
債務者　片山　眞司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４５０号**
岡山市北区北方１丁目13番30－３号
債務者　逸見　英策
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１５２５号**
東京都八王子市みなみ野４丁目18―18―303
債務者　阿部かおり
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１５６９号**
埼玉県蕨市南町２丁目15－６　エトワールＫ302
債務者　今野　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１５９４号**
東京都練馬区東大泉６丁目35－３－201
債務者　戸田　敬一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１６３４号**
東京都葛飾区鎌倉４丁目３－２　舟生方
債務者　澤田　一雄
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１６３７号**
東京都新宿区大久保１丁目９―24―101
債務者　山口興水こと　金　　興水
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１６３８号**
東京都新宿区大久保２丁目21―18―202
債務者　窪田　明子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部